

## 栗野都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

### 理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年5月19日法律第73号)において，都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，栗野都市計画区域においては，「誰もが住みたくなる町」の創造を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

栗野都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿児島県

## 《 目 次 》

1 . 都市計画の目標	
1 ) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念 .....	1
2 ) 地域毎の市街地像 .....	2
2 . 区域区分の決定の有無	
1 ) 区域区分の決定の有無 .....	3
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	3
主要用途の配置の方針 .....	3
土地利用の方針 .....	4
2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	5
交通施設の都市計画の決定の方針 .....	5
下水道及び河川の都市計画の決定の方針 .....	7
その他の都市施設の都市計画の決定の方針 .....	8
3 ) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	8
主要な市街地開発事業の決定の方針 .....	8
市街地整備の目標 .....	9
4 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 .....	9
基本方針 .....	9
主要な緑地の配置の方針 .....	10
実現のための具体の都市計画制度の方針 .....	11
主要な緑地の確保目標 .....	11

## 1. 都市計画市計画の目標

### 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

栗野都市計画区域(以下「本区域」という。)は、鹿児島県の始良・伊佐地域に位置し、福岡県北九州市を起点とし鹿児島市を終点とする九州縦貫自動車道や熊本県水俣市を起点とし宮崎県高岡町を終点とする国道268号等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、鹿児島県北部、熊本・宮崎両県境に比較的近いところに位置しており、九州三大河川である川内川の両岸に開けた平坦地と、霧島山系に属する丘陵地から構成されている。霧島の山々の<sup>たもと</sup>袂に位置する本区域は、いにしえより清らかな水の湧くところであり、この優れた湧き水を満々とたたえている丸池は、名水百選にも掲げられ、大地と人々にうるおいを与えている。

歴史的にみれば、鉄道2路線が入線し、古くから地域の交通を支える拠点都市として栄えてきた経緯があり、鉄道が1路線となった現在においても、九州縦貫自動車道栗野インターチェンジの開設により、鹿児島・宮崎・熊本への交通の重要な要衝となっている。

このように、本区域は、利便性の高い交通基盤と自然豊かな地域環境を備え、多様な発展への可能性を持つまちであるが、こうした優れた諸条件をまちの発展に十分に活かしていきれていない状況にあり、今後のまちづくりにおいては、今まで守り築きあげてきた諸条件の効力が発揮できるような効果的な取り組みが必要である。加えて、高齢化の進行や環境問題といった社会的にクローズアップされている課題についても的確に対応し、健全で活力あふれる都市の形成に努めることが必要である。

以上を踏まえた上で、本区域では、21世紀の成熟社会にふさわしい、人々が快適・安心に暮らせ、物・心両面で豊かさを実感することのできるようなまちへの躍進を目指すものとし、まちづくりの基本理念を以下のように設定する。

### 『誰もが住みたくなる町』の創造

この基本理念を実現するため、次の4つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを推進する。

#### 健やかで快適な生活環境の創造

道路と鉄道が一体となった利便性の高い交通体系の構築、丸池に代表される豊かな自然環境を活かした憩いの場や良質な住宅地の確保、高齢化の進展や災害発生の可能性のある地形条件等に対応した環境整備などを進め、広域にアピールできる魅力的な居住空間の形成に努める。

### 人と自然が共生する地域環境の創造

自然的環境と調和した適正な土地利用，生活様式の多様化・高度化に対応した生活排水処理体制の構築など，環境負荷の少ないまちづくりを進め，貴重でかけがえのない自然環境の存続に努める。

### 活力と魅力に満ちた産業環境の創造

インターチェンジを有する利便性の高い交通条件や，水と緑の美しい自然環境及び長年培われた歴史・文化などの豊かな地域資源を活用し，また，効果的に組み合わせながら交流人口の拡大や地域経済の発展に資する産業環境づくりを進める。

### 新しい時代に対応した心の通う交流地域の創造

川内川流域や霧島山麓地域など，区域の枠を越えて様々なつながりを有する地域との連携・交流を深めながら効率的かつ効果的なまちづくりを進め，新しい時代に対応した健康で文化的な生活環境及び個性と魅力のあふれる地域環境の形成に努める。

## 2) 地域毎の市街地像

### 栗野駅前地域

行政サービス施設や商業施設など，まちの主要な都市機能が集積しているJR栗野駅北側の地域については，国道268号と栗野駅を結ぶ「中央都市軸」を中心として，土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備を図る。併せて，川内川や丸池等の豊かな自然環境を効果的に活用しながら回遊性の高い商業地づくりを行うなど，都市機能の充実に資する土地の高度利用を図り，まちの玄関口であるとともに，また，まちの発展を牽引する都市空間「都市中心核」の形成に努める。

### インターチェンジ周辺地域

「広域都市軸」として国道268号とともに広域的な交流を担っている県道栗野加治木線沿道においては，交通利便性を活かした土地の有効・高度利用を図るものとし，栗野インターチェンジに近接する地域では，交流人口の拡大を担う「観光・レクリエーション拠点」として，ビジターセンターの配置及び「いきいきセンターくりの郷」の機能強化を図る。

### 丸池自然環境地域

霧島の清らかな湧水が満ちあふれる丸池と，緑濃い樹林が一体となり，まちのシンボリックな自然環境が形成されているJR栗野駅南側の地域については，その優れた自然環境の保全及び活用を図り，広域的にアピールできる個性的な交流空間「観光・レクリエーション拠点」の形成に努める。

## 2. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は、減少傾向を伴っており、本区域の大部分が川内川と丘陵地に挟まれた閉鎖的な地形的・地理的条件を勘案すれば今後とも減少傾向で推移すると見込まれる。

また、商品販売額や製造品出荷額は増加すると予測されるが、これらによる将来的な土地需要は現市街地内で対応可能であるとともに、用途地域内においては、区画整理事業による良好な市街地環境の形成を進めているところであることから、今後、急激かつ無秩序な市街地の拡大は見込まれないと判断される。

一方、用途地域外は、地形的に開発が困難な丘陵地等はもとより、開発が容易な平坦地においても、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等による土地利用規制があることから、自然的環境は保全できると判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

## 3. 主要な都市計画の決定の方針

### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 主要用途の配置の方針

#### a 商業・業務地

国道 268 号と J R 栗野駅を連絡する県道栗野停車場線の沿道をはじめとした駅前地域は、近隣住民のみならず、多くの人が集う商業環境を創出する商業・業務地として位置づける。

このうち、県道栗野停車場線周辺については住民生活の中核としての役割を担う商業・業務地として、それ以外は近隣住民の利便な生活を支える沿道型の商業地として位置づけ、土地区画整理事業による都市基盤整備と併せて、商業集積度の向上や憩いの場の確保、個性的な街並みの誘導など、中心市街地活性化に資するまちづくりを進め、賑わいあふれる買い物空間の形成に努める。

#### b 住宅地

J R 栗野駅前及び国道 268 号等の主要幹線道路沿道の一部を除いた既成市街地の大部分を占める地域を、快適な居住環境を創出する住宅地として位置づける。

住宅地のうち、既成市街地西部及び南東部については主に中高層住宅の良好な環境を守る地域、それ以外の地域は、商業・業務の利便性と良好な居住環境の調和を図る一般住宅地として位置づけ、土地区画整理事業等による計画的な都市基盤整備や適正な土地利用の規制・誘導等を図りながら、

快適な居住環境の維持・形成に努める。なお，一般住宅地のうちインターチェンジに近接する地域においては，ビジターセンターを配置するなど，地域振興に資する土地の有効・高度利用に努める。

#### c 工業地

既成市街地西部に位置する県道栗野加治木線沿道周辺の地域についてはインターチェンジへの近接性を活かして土地の有効利用を図る工業地として位置づける。当該地では，住宅や農地などの周辺環境との調和に配慮しつつ，軽工業等の環境悪化の恐れが少ない工場や，その他沿道の利便性を活かした施設の立地を許容するなど，地域経済の発展に結びつく土地利用に努める。

また，川内川の北側に位置する北方工業団地についても工業地として位置づけ，地域経済を支える機能の維持を図る。

### 土地利用の方針

#### a 土地の高度利用に関する方針

西下場地区では，まちの玄関口にふさわしい賑わいと魅力あふれる空間としての再編を図るべく，商業施設の集積化や商業核となり得る施設の配置，自動車交通の受け皿となる駐車場の確保及び清流を活用した街並み・ギャラリースポットの整備など，土地区画整理事業と連動した一体的な市街地整備に関する検討を進め，その実現に努める。

また，JR栗野駅南側に位置する丸池公園については，まちのシンボリックな自然的環境として 駅前広場との一体的な整備等に関する検討を行い，レクリエーション機能の強化に努める。

#### b 居住環境の改善又は維持に関する方針

東中下場地区などの既成市街地内では，木造建築物の密集化などの居住環境上の問題・課題があるため，面的整備や規制誘導方策の適用を検討のもと，良好な居住環境を有する市街地としての整序に努める。

なお，既成市街地での道路や公園等の整備にあたっては，区域に近接する川内川や丸池の清流など，良好な地域資源の積極的な活用に努める。

#### c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

区域全体については，身近に緑を感じることでできる地域環境の実現を目指して，失われつつある市街地内の緑地の保全を図る。とりわけ，西下場地区に位置する勝栗神社内の樹林については，建造物と一体となって悠久の歴史を物語る優れた緑地であることに考慮し，適切な保全に努める。

#### d 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地周辺及び区域南部の台地上などで広がる農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については，関係機関との連携により，農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め，優良農地の確保・保全に努める。

e 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地外縁の丘陵地など，急傾斜地崩壊危険箇所位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では，災害を未然に防止する観点から，市街化を抑制する。

また，保安林指定のある市街地外縁部の樹林など，災害防止・被害緩和に資する緑地についても保全を図り，公益的機能の維持に努める。

f 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地外縁に位置する斜面樹林は，市街地のうるおいあふれる居住環境を演出する重要な要素であることから，森林法などの土地利用規制に基づいて保全に努める。とりわけ，丸池周辺部については，優れた水辺と緑濃い樹林が一体となり，まちのシンボリックな自然環境が形成されていることから，保全並びに価値向上のための適切な整備に努める。

g 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

市街地外の地域においては，広域交通の利便性を活用した都市機能を確保しつつ，良好な居住環境の維持・形成を図るため，建ぺい率や容積率など建築物の形態制限を適切に運用する。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては，広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要な道路として，東西方向に九州縦貫自動車道，国道 268 号及び南北方向に県道栗野加治木線が位置している。

こうした広域交通網については，概ね整備が完了し，地域住民をはじめ多くの人々の諸活動を支える軸として機能しているが，これらと連絡し，市街地を中心として放射状に配置されているその他の幹線道路については，幅員狭小で歩道未設置の区間が多く，安全性や利便性の面で十分な整備水準が得られていない状況にある。良好な市街地環境を確保することはもとより，交通の要衝としての優れた地域特性を活用し，区域全体の均衡ある発展を図る上でも，こうした路線の早急な整備・改善を図ることが必要である。また，利便な交通体系を目指すとともに，高齢化の進行や質的充足を求める人々の声に対応し，人にやさしく，個性的な交通空間づくりなどにも努めることが必要である。

このようなことから，本区域の交通体系は，次のような基本方針のもと整備を進める。

商店街や公共サービス施設などの都市機能の利用を円滑にし，利便性が高く快適な地域住民の生活環境を支える市街地内道路網の形成を図る。

広域幹線道路や交通拠点等と有機的に結びつき，都市の均衡ある発展

を誘導する地域内幹線道路の整備を図る。

交通施設へのユニバーサルデザイン導入を図るほか、総合的・個性的なまちづくりとの整合性に留意した沿道景観整備等に努める。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

区域内外が一体となった有機的な交通ネットワークの形成を図るべく、既存道路の機能強化を含め、以下の方針に基づいて適正に配置する。

ア 道路

種 別	配 置 の 方 針
都市幹線道路	<p>都市及び市街地の骨格を形成する地域内の幹線道路として以下を配置し、円滑な交通を確保する。</p> <p>なお、都市計画道路については、面的整備と連動した効率的かつ個性的な整備に努める。</p> <p>ＪＲ栗野駅と国道 268 号を結ぶ南北方向路線： 都市計画道路 3・4・3 号駅前通線（県道栗野停車場線） 市街地を東西に通り県道栗野加治木線に連絡する路線： 都市計画道路 3・4・1 号本通線（県道栗野停車場えびの高原線） 市街地と霧島山地方を結ぶ路線： 都市計画道路 3・4・5 号新町通線 都市計画道路 3・5・4 号桜町通線（県道栗野停車場えびの高原線） 栗野市街地と吉松市街地を結ぶ路線： 県道木場吉松えびの線</p>
その他	<p>既存道路については、交通量の増大や高齢化の進行等に対応し、拡幅や交差点改良などを適宜行うものとする。</p>

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道路	<p>都市幹線道路の整備： 都市計画道路 3・4・3 号駅前通線（県道栗野停車場線） 都市計画道路 3・4・1 号本通線（県道栗野停車場えびの高原線） 都市計画道路 3・4・5 号新町通線</p>

## 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域では、合併処理浄化槽による単独処理を進めているが、普及率は低く、生活雑排水の多くが未処理のまま河川に流されている状況にある。

加えて、近年は、都市化の進展や人々の生活様式の変化が著しく、水質汚濁などの発生が懸念されている状況にある。このようなことから、今後、本区域では、「鹿児島県下水道等整備構想」に基づき、公共下水道導入に関する調査・研究を行うなど、総合的な視点から地域の実状に適應した生活排水処理体制の構築を進め、公共用水域の保全、並びに人々の衛生的な生活環境の確保に努める。

一方、洪水による災害に対応するため、川内川の改修を進めるとともに、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

#### イ 整備水準の目標

##### 1) 下水道

「鹿児島県下水道等整備構想」に基づいて、総合的な生活排水処理対策の実施に努め、概ね20年後には区域の約半数の人口が処理可能となる水準を確保することを目標とする。

##### 2) 河川

川内川等の主要な河川については、計画的な治水対策を進める。その他の河川については、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

### b 主要な施設の配置の方針

#### ア 下水道

当面は、合併処理浄化槽による対応を行いつつ、人口規模や投資効果などを基準として地域特性に応じた処理方法の検討・適用を行うものとする。なお、既成市街地や長谷地区では、公共下水道導入に関する調査・研究に努めるものとし、既成市街地においては土地区画整理事業との連動性を考慮の上で取り組む。

#### イ 河川

川内川の改修を進めるとともに、湯之谷川等の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

### c 主要な施設の整備目標

現在のところ、概ね10年以内に整備する予定のある施設はないが、区域

内外の一体性ある取り組みの必要性等に考慮しながら、必要に応じて整備を行う。

#### その他の都市施設の都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

快適な居住環境や美しい地域環境の維持・形成のために必要な公共公益施設については、既存施設の適正な維持・管理に努めるとともに、住民の利便性確保や周辺環境との調和、広域圏における本区域の役割等を考慮しながら、必要に応じて施設の新設など拡充・整備を行うものとする。

##### b 主要な施設の配置の方針

###### ア ごみ処理施設

本区域で発生するごみは、菱刈町にある広域処理施設で対応している状況にある。今後も、こうした広域的な枠組みの中で、近年増加・多様化傾向にあるごみへの対応やダイオキシンに対する安全性を確保できる適正なごみ処理及び再資源化の体制を維持していく。

なお、地域住民や事業者に対し、ごみの減量及びリサイクル意識の向上を図る。

###### イ し尿処理施設

本区域のし尿や浄化槽汚泥は、栗野町内の広域処理施設で対応している状況にある。今後は、本区域の生活排水処理計画及び広域的な取り組み等との整合性に考慮しながら、適正な処理体制の維持に努める。

###### ウ その他

市街地西部には、誰もが生き生きと暮らせるよう、その拠点となる総合交流施設「いきいきセンターくりの郷」が配置されている。今後も地域活動、交流、学習、さらには健康づくりや文化活動の場などとして、総合的な活用を促進すべく機能強化に努めるものとし、当面は、当該施設への老人福祉センター移転を検討する。

##### c 主要な施設の整備目標

現在のところ、概ね10年以内に整備する予定のあるその他都市施設はないが、広域的な取り組み等との調整を図りながら、必要に応じて整備の検討を行う。

### 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 主要な市街地開発事業の決定の方針

既成市街地は、人々の生活・交流において中心的な役割を担う空間であることに考慮し、計画的な取り組みをもって良好な地区環境の形成に努める。とりわけ、まちの玄関口であるJR栗野駅周辺部では、賑わいと魅力のあふれるまちの顔を形成すべく、土地区画整理事業を活用のもと、個性的かつ計画的な市街地整備を進める。また、都市基盤施設の整備が十分で

なく、生活環境の悪化が懸念される周辺地区等についても、計画的な市街地整備に関する調査・研究を実施するなど、連動した取り組みを実施し、一体性ある良好な市街地環境の形成に努める。

上記の方針に基づき、本区域内で市街地開発事業を行う主要な地区は次のとおりとする。

地区名	整備方針
下場地区 (西下場地区)	重点的に市街地整備を図る駅前の地区であり、現在施行中である土地区画整理事業の早期完了に向け、積極的に取り組む。 当該地区では、土地区画整理事業を契機として、商業の集積・多様化、水の街の魅力をアピールする空間整備、及び河川の治水安全度向上など、総合的なまちづくりの展開に努める。
東中下場地区	下場地区の東側に位置する地区では、下場地区での事業内容や事業進捗等との整合性に留意した土地区画整理事業の実施について、調査・研究を行う。

#### 市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の主要な事業は、次のとおりとする。

事業名	地区名
土地区画整理事業	下場地区（西下場地区）

#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### 基本方針

本区域は、九州三大河川である川内川の両岸に開けた平坦地と、霧島山系に属する丘陵地・台地から構成されている。平坦地では、農地が面的に広がるとともに、清流をたたえる河川が流下している。一方の市街地をとり囲むように連なる丘陵地、台地においても、緑濃い樹林が広がるなど、水と緑に恵まれた地域環境である。

こうした中、特筆すべきは、本区域はいにしえより清らかな水の湧く地域であるということであり、この湧水を満々とたたえる丸池は、名水百選にも数えられ、人々の心の寄りところとも言えるシンボリックな自然として掲げられる。

緑地としての機能に加え、多面的な機能を持つこれらの自然的環境は、先人が守り育ててきた貴重な地域資源でもあることから、今後も、適切な保全、育成に努めるものとする。また、物の豊かさから心の豊かさへの移行など、人々の価値観の変化に対応したまちづくりとして、これらの豊かな自然的環境の有効活用を図るものとし、丸池をはじめ優れた地域資源を

効果的に整備・活用しながら，地域のイメージアップにつながる良好な地域環境の創出に努める。

主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	丸池	多くの水棲動植物が生息する優れた水辺であり，地域住民の生活用水等として，大いに利用されている丸池は，まちのシンボリックな自然環境と位置づけられることから積極的な保全に努める。
	河川	市街地を流れる河川や，市街地に隣接する川内川は，多様な野生動植物の生息・生育地であることから，保全に努める。
	市街地外縁の丘陵地	市街地をとり囲むように連なっている丘陵地は，都市の骨格であるとともに，野生動植物の生息・生育地であることから，無秩序な市街化を抑制し，保全に努める。
b レクリエーション系統の配置	市街地内	市街地内では，土地区画整理事業を契機として，既存公園施設の配置状況，人々のレクリエーションニーズ，誘致距離等を考慮しながら公園を適正に配置する。
	丸池公園	丸池公園は，広域的な観光・レクリエーション拠点としての機能を確保するため，環境整備を図る。 公園整備にあたっては，優れた水質及び背後に広がる樹林など現況の自然環境を生かしながら，人々が自然の中で多様な活動を行うことのできる空間，ホタル等の野生動植物の生息しやすい空間を確保するなど，シンボリック性を高める多様な整備に努める。
	市街地内の河川	土地区画整理事業と連携して，丸池の湧水を活用したまちづくりを行うほか，各所で川内川等を有効活用した親水空間を確保するなど，水の街としての魅力向上に努める。
c 防災系統の配置	区域全体	地震や火災等の災害発生時における安全性を確保するため，既存避難地の配置状況等を考慮しながら，避難地となるオープンスペースの確保に努める。

	市街地周辺部	市街地外縁の丘陵地など、急傾斜地崩壊危険箇所位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。また、保安林に指定されている樹林等は、防災面で果たす役割に着目し、適切な維持・保全を図る。
d 景観構成系統の配置	区域全体	開発行為の適正な規制・誘導、道路等の修景・緑化及びまとまりある街並み整備等を図り、丸池や川内川及びその周辺の樹林地等といった、水と緑が織りなすのどかで美しい郷土景観の維持・保全に努める。
	丸池周辺	景観的配慮がなされた公園整備を図り、季節毎の変化が楽しめ、また、地域のランドマークとなるような良好な景観を創出する。 また、丸池から西に延びるせせらぎの道については、竹林と清流が織りなす落ち着いた景観を保全する。
	勝栗神社等	西下場地区に位置する勝栗神社の社寺林や、市街地に隣接して分布する松尾城跡周辺の樹林等は、歴史的・文化的な遺産と一体となって良好な景観を醸し出す自然的環境であることから、適切に保護する。
	市街地内	土地区画整理事業等を契機として、幹線道路の沿道緑化や市街地内を回遊する水路の設置など線的景観の整備を図り、丸池公園や勝栗神社など点的景観要素が有機的に結びついた水と緑のネットワーク形成に努める。

#### 実現のための具体的都市計画制度の方針

環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の観点からみる系統的な緑地配置の一環として、区域における量的、位置的な配分等を考慮しながら都市公園の適正配置を図る。

また、丸池などシンボル性が高く、特に良好な景観を形成している自然環境及び地域住民から保全の要望の高い地区などについては、他法令との調整を図りつつ、自然的環境の保全を目的とする地域地区や条例・協定の適用を検討し、保全に努める。

#### 主要な緑地の確保目標

##### a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種別	名称等	規模
地区公園	丸池公園	約3.8ha

街区公園		約 0.2ha
------	--	---------

- b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区  
概ね 10 年以内に地域地区の指定を行う予定はないが 必要に応じて指定の検討を行うものとする。

